

水・大気環境保全施策について

平成 20 年 10 月
水・大気環境局

I) 大都市圏をはじめとした大気環境対策

自動車 NO_x・PM 法の対策地域において平成 22 年度までに NO₂、SPM に係る環境基準を確実に達成するための取組を進めるとともに光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 等に関する諸課題に取り組む。

低公害車普及

低公害車の普及促進のため、地方公共団体の低公害車導入に対する補助や、各種税制優遇措置等の支援策を講じている。また、平成 20 年度補正予算において、本格的市場投入を控えた電気自動車及び燃料電池車の実証使用等を内容とする「次世代自動車等導入促進事業 (数十台規模で地方公共団体に供与の予定)」を計上しているところである。

自動車排出ガス対策等

<自動車 NO_x・PM 法>

中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」(平成 19 年 2 月 23 日)を受け、平成 19 年 5 月に局地汚染対策や流入車対策を柱とする改正自動車 NO_x・PM 法が成立し、本年 1 月から施行している。

<排出ガス規制>

- ① 平成 17 年規制 (新長期規制) 以降の排出ガス規制の強化
 - ・中央環境審議会答申 (平成 17 年 4 月) に基づき、現行よりも NO_x、PM 規制値を大幅に低減 (NO_x 40~65%、PM 53~63%) した 2009 年排出ガス規制 (ポスト新長期規制) を平成 21 年 10 月から実施することとしている。
 - ・大型トラック・バスについて、NO_x 規制値をポスト新長期規制から 1/3 程度とする挑戦目標値の検討を中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス専門委員会の場において開始したところである。

②特殊自動車の排出ガス規制の強化

- ・中央環境審議会答申（平成20年1月）において、特殊自動車の排出ガス規制の更なる強化がとりまとめられたところ。
- ・これを受けて、ディーゼル特殊自動車においては、平成23年からPM、平成26年からNO_xを現行から9割削減する規制強化を実施する予定である。

<騒音対策>

道路交通騒音に係わる環境基準の目標達成年次である平成21年4月に向け、使用過程車の騒音低減対策等の検討を進める。

光化学オキシダント

近年、光化学オキシダントの濃度レベルは漸増傾向にあり、また、光化学オキシダント注意報の発令地域が広域化している。その要因等を解明するため、昨年7月に「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を設置し、同年12月に最新の知見及び当面の取り組むべき課題について中間報告として取りまとめられたところである。調査研究やモニタリング、国内における削減対策及び国際的な取組の推進など、中間報告で示された課題に着実に取り組んでいる。

参考) 8月末時点での発令延日数 130日 (去年同期202日)

8月末時点での発令都道府県数 24都府県 (去年同期28都府県)

PM2.5

浮遊粒子状物質の中でも粒径の小さい微小粒子状物質（PM2.5）については、本年4月にとりまとめた微小粒子状物質健康影響評価検討会報告において、一定の健康影響とともに、定量的リスク評価に係る手法の確立等の様々な課題が示されている。本年6月には中環審大気部会に微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会を設置し、御審議をいただいているところである。

Ⅱ) 新たな課題に対応する水環境対策

安全で良好な水環境の確保のため、引き続き湖沼や閉鎖性海域を中心とした水質改善・環境基準達成率の向上や水質環境基準健康項目の見直しなどに取り組むとともに、新たな課題に対応する水環境施策の検討を進める。

新たな水環境保全対策

気候変動によって引き起こされる水温上昇や水量変化の水環境への影響の解明及び対応策の検討、多様な未規制の化学物質に迅速に対応するためのWET (Whole Effluent Toxicity)手法を活用した総合的な水質管理手法の検討や水質環境基準生活環境項目の見直しに係る調査等、新たな水管理・規制のあり方の検討等の課題に取り組む。

閉鎖性海域保全対策

今後の目指すべき海域環境の将来像を実現するため、各水域の望ましい許容負荷量の設定等水質保全の中長期ビジョンを策定に向けて検討を行っている。また、地方公共団体が参画する海域環境の保全や海との共生に資する活動に取り組んでいる海域をモデル海域に選定し、現地調査等の支援等により、多様な魚介類が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を支援している。

クールシティづくりと連携した身近な水辺の環境保全

地下湧水等の水資源を活用したヒートアイランド対策の推進を図るため、皇居外苑濠等のモデル地域において地下湧水等を活用する場合のヒートアイランド改善効果の試算・地盤沈下等の環境影響の検証といった実行可能性調査の実施に向けて予算要求を行っている。

都市域の水域は、生活様式の変化や水利用状況の変化により水環境の悪化が課題となっている。このため、地域のシンボルとなっているお濠等の身近な水辺の再生に向けた取組を進めていく予定。

Ⅲ) 土壌汚染対策制度の見直し

土壌汚染対策法は平成15年2月に施行されて5年が経過し、法施行を通じて課題も浮かび上がってきている。そのため、5月2日付けで、中央環境審議会に対し、今後の土壌汚染対策の在り方を諮問し、5月14日より土壌農薬部会に設置した土壌制度小委員会において御審議をいただいているところである。

IV) 我が国の能力を活かしたアジア諸国等への支援

コベネフィット・アプローチ

環境汚染対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット・アプローチを推進する。本アプローチは、北海道洞爺湖サミットやG8環境大臣会合等のハイレベルの場で各国から支持された。具体的な推進に向け、中国及びインドネシアと我が国との間におけるコベネフィット・アプローチに関する合意書に基づき、コベネフィットに係る協力を進める。

水・大気環境分野での国際協力

アジアモンスーン地域の11カ国のパートナーシップにより当該地域の水質汚濁問題の解決に向けて、水環境ガバナンスの強化を図るためアジア水環境パートナーシップ（WEPA）を引き続き推進していく。また、水質汚濁問題が喫緊の課題となっている中国において、低コストな分散型排水処理施設などの水管理技術を活用しながら、現地にあった水環境管理体制の構築に向けた支援を推進する。またアジア地域における環境的に持続可能な交通（EST）の実現に向け、取り組みを進めていく。

日本モデル環境技術の国際展開

我が国が有する大気・水・土壌環境を保全するための「技術」「規制体系」「人材」などをパッケージにして、アジア地域に普及・展開することによってアジア諸国の環境問題を解決に導く。同時に、我が国の環境技術、規制手法をアジアに展開し、将来的には環境分野の「アジア標準」をつくり、国際規格競争での競争力を得る。